

Society of Advanced Science 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は Society of Advanced Science (略称 SAS) という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を神奈川県平塚市北金目 4-1-1 東海大学湘南キャンパスに置く。

第3条 本協会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

(目的)

第4条 本協会は、先端技術及びその関連領域に関して従来の研究分野にとらわれることなく、産業界及び教育界の間に調和と融和をはかり、社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 学術会議およびシンポジウムの開催
- (2) 協会誌(定期刊行) Journal of Advanced Science の発行
- (3) 講演会および講習会などの開催
- (4) 企業展示会の開催
- (5) 受委託研究およびコンサルティングの情報サービス
- (6) 国際標準化などの事業
- (7) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(細則)

第6条 本規約の施行に必要な細則は、評議員会の議決によって定める。

第2章 会員

(会員の種別)

第7条 本協会の会員は、国籍にかかわらず次の通りとする。個人会員及び団体会員は民法上の社員に相当するものとする。以下、個人会員及び団体会員を社員と言う。

- (1)個人会員 本協会の目的に賛同して入会した個人

- (2)団体会員 本協会の目的に賛同して入会した法人または団体

- (3)学生会員 本協会の目的に賛同して入会した学生

- (4)図書館会員 本協会が発行する雑誌を入手する目的で入会した図書館

- (5)名誉会員 本協会に対して特に功労のあった者で、理事会で推薦が承認された者、および特に卓越した技術を有した者で、SAS マイスターを授与され、理事会で推薦が承認された者

- (6)特別会員(協力会員)

本協会の目的に賛同して入会した都道府県や市町村で作る公的な組織

- (7)シニア会員 満 65 歳以上の会員で、所定の申請手続きを済ませた者

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 会員は、第6条で定める細則により毎年会費を前納しなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第10条 名誉会員は、会費の納入をしない。

(休会および退会)

第11条 休会とは、会員がその会員資格を一時停止することである。

2. 会員は、1 箇年を限度として休会することができる。会員はその旨を本協会に届けなければならない。また、この期間は会費の納入を要しない。
3. 会員で退会しようとする者は、その旨を書面をもって本協会に届けなければならない。
4. 会員が死亡し、あるいは解散したときは、退会した者とみなす。

(除 名)

第 13 条 本協会は会員が次の各号の 1 つに該当する場合、理事会の議決を経てこれを除名することが出来る。

- (1) 会費を 1 箇年以上納入しないとき
- (2) 本協会の規約または細則に違反する行為をしたとき
- (3) 本協会の名誉を傷つける行為をしたとき

第 3 章 役員及び評議員

(役 員)

第 13 条 本協会には役員として理事 10 名以上 40 名以内及び監事 2 名以上 4 名以内を置く。

2. 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を理事長、1 名を副理事長とする。
3. 名誉会長、相談役を置くことが出来る。
4. 必要に応じて 1 名を副理事長として置くことが出来る。

(理事及び監事の選任)

第 14 条 理事及び監事は、評議員会において選任し通常総会で報告しなければならない。

2. 理事、監事は相互に兼ねることができない。

(会長等の選任)

第 15 条 名誉会長、会長、副会長は理事会において推挙する。

2. 理事長、副理事長は理事会において理事の互選により定める。
3. 会長及び副会長は理事とする。
4. 会長としての在任期間が 20 年以上は名誉会長とする。
5. 相談役は理事会において推挙する。

(理事の職務)

第 16 条 理事は、本協会の会務の執行に関して理事会において審議議決するほか、理事会の定めるところにより職務をおこなう。

(会長等の職務)

第 17 条 会長は、本協会の目的を達成するために会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順位により職務を代行する。

3. 理事長は本協会の会務を執行する。また、日常の会務を処理する。さらに、正副会長が欠けたときまたは事故がある時は、その職務を代行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、職務を代行する。
4. 理事長は必要に応じて評議員をオブザーバーとして理事会に出席させることができる。
5. 名誉会長及び相談役は、必要に応じて理事会に出席できる。

(監事の職務)

第 18 条 監事は本協会の業務および会計の監査の職務を行う。

(役員の報酬)

第 19 条 本協会の役員は、原則として無報酬とする。但し、理事長はこの限りではない。

(評議員)

第 20 条 本協会に、評議員 10 名以上 50 名以内を置く。

2. 評議員は社員の中から社員の選挙で選任し、総会で報告する。

(評議員の職務)

第 21 条 評議員は、第 33 条ないし第 35 条によって会務を議決する。

(役員および評議員の任期)

第 22 条 役員および評議員の任期は、2 年とする。但し、補欠により選任された役員および評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員及び評議員は、再任されることができる。
3. 役員及び評議員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員及び評議員の解任)

第 23 条 役員及び評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、その会議を組織する者が有する議決権の過半数の同意を得た後、理事長がこれを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため職務にたえられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員及び評議員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

第4章 会議

(会議の種類)

第24条 本協会の会議は、総会、理事会及び評議員会の3種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 総会は、社員をもって組織する。また、総会での議決権については次の通りとする。
 - (1) 個人会員は各々1個の議決権を有する。
 - (2) 団体会員は会費の口数に応じて各々議決権を有する。但し、1口について5個の議決権とし、6口以上30個を上限とする。また、団体会員の議決権は分割して行使できないものとする。
3. 理事会は、理事および相談役をもって組織する。理事は各々1個の議決権を有する。
4. 評議員会は、評議員をもって組織する。評議員は各々1個の議決権を有する。

(総会の招集及び開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度に一回これを会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会、評議員あるいは監事が必要と認めたととき、理事長がこれを招集する。また、会長は5分の1以上の社員から、会議の目的である事項を示して請求されたときは、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。
3. 総会の招集は、少なくとも14日前に、その会議の目的たる事項及び内容ならびに日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知して行うものとする。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長の依頼により他の理事がこの職務を行うことができる。

(総会の議決事項)

第27条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 財産目録の承認
- (4) 評議員の選任
- (5) その他、この規約で定められた事項
- (6) 前各号のほか理事会及び評議員会が必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第28条 総会は、10分の1以上の社員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。この場合において、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意志を表示した社員及び他の社員を代理人として議決権の行使を委任した社員は、出席したものとみなす。

2. 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決す。

(総会の議事の掲載)

第29条 総会の議事の概要及び重要な議決事項は、これを会誌に掲載する。

(理事会の招集等)

第30条 理事会は、理事長が招集する。但し、予め理事長が指名した理事が招集することができる。また、3分の1以上の理事から会議の目的である事項を示して請求されたときには30日以内にこれを招集しなければならない。

2. 理事会の招集は、少なくとも14日前にその会議の目的である事項および内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって理事に通知して行うものとする。
3. 理事会の議長は理事長がこれに当たる。但し、理事長の依頼により他の理事がこの職務を行うことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 理事会は、この規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する重要事項
- (2) 理事長が欠けたとき、又は事故ある時の職務の代行者の決定
- (3) その他、会長あるいは理事長が必要と認めた事項

(理事会の議事の議決方法)

第32条 理事会は、2分の1以上の理事が出席しなければ、議事を開き、議決する事ができない。

2. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときには議長がこれを決す。

(評議員会)

第 33 条 評議員会は理事長又は理事会で必要と認めるとき理事長が招集する。又、評議員の 3 分の 1 以上から請求があったとき、会長は 10 日以内に招集しなければならない。

2. 評議員の招集は、少なくとも 7 日前にその会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって評議員に通知して行うものとする。
3. 評議員の議長は、理事長が当たる。但し、理事長があらかじめ指名した者がこの職務を代行することが出来る。

(評議員会の議決事項)

第 34 条 評議員会は規約で定めるものの他、次の事項を議決する。

2. 総会に提案すべき議案
3. その他会長、理事長あるいは評議員会が必要と認めた重要事項

(評議員会の議事の議決方法)

第 35 条 評議員会は、2 分の 1 以上の評議員が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。

2. 評議員会の議事は、この規約で別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときには議長がこれを決す。

(議事録)

第 36 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 本協会の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第 38 条 本協会の資産を基本財産と運用財産の 2 種類とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。但し、基本財産より生じる収入は運用財産に入れることができる。

(資産の管理)

第 39 条 本協会の資産は理事会の議決により理事長がこれを管理、運用する。

2. 財政上、重大でかつ、緊急を要する場合においては、理事会は資産の運用上必要な措置を理事長に一任する。理事長は措置を講じると同時に文書にて全理事に報告し、速やかに理事会を召集して承認を求めること。

(基本財産の処分の制限)

第 40 条 基本財産は、譲渡、交換、もしくは担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。

2. 本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。但し、第 39 条第 2 項に伴う場合は理事会は措置を理事長に一任する。その後、理事長は速やかに理事会を召集し、承認を求めること。

(経費支弁)

第 41 条 本協会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は評議員会、理事会の議決を経て、総会の承認を経なければならない。

(事業報告、決算報告及び余剰金の処分)

第 43 条 本協会の事業報告、収支決算は財産目録事業報告書及び会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、評議員会及び理事会の議を経て総会の承認を受けなければならない。

2. 本協会の収支決算に余剰金がある時は、評議員会及び理事会の議を経て、総会の承認を受けてその一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計及び事業年度)

第 44 条 本協会の会計及び事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 45 条 この規約は理事会、評議員会及び総会においてその会議を組織する者が有する議決権の過半数の同意を経なければ変更することができない。

(解散及び余剰財産の処分)

第 46 条 本協会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、社員の有する議決権の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2. 解散後の余剰財産は総会の議決を経て類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第 6 章 雑 則

(委員会及び機構)

第 47 条 本協会は、本協会が発行する雑誌及びその他の刊行物を編集する目的のために編集委員会を置く。

2. 本協会が必要に応じて各種委員会及び機構を置くことができる。
3. 各委員会及び機構の規定は別に定める。
4. 上記の各項については理事会が議決する。

(事務局)

第 48 条 本協会は、事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には事務局長 1 名のほか所要の職員を置く。
3. 事務局は理事長の指示に従い日常の会務を処理する。

付 則

1. この規約は、2022 年 6 月 15 日から施行する。
1989 年 4 月 15 日 制定
1990 年 5 月 16 日 改定
1991 年 4 月 18 日 改定
1992 年 4 月 16 日 改定
1994 年 4 月 14 日 改定
1997 年 4 月 11 日 改定
1999 年 5 月 15 日 改定
2003 年 6 月 7 日 改定
2011 年 6 月 24 日 改定
2016 年 6 月 8 日 改定
2022 年 6 月 15 日 改定